小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護　もえぎ　　ご利用料金表

（１）小規模多機能型居宅介護費・介護予防小規模多機能型居宅介護費

（１単位＝１０．５５円）

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護基本料	１ヶ月 3,606 円	１ヶ月 7,288 円	１ヶ月 10,934 円	１ヶ月 16,070 円	１ヶ月 23,376 円	１ヶ月 25,799 円	１ヶ月 28,447 円

小規模多機能型居宅介護もえぎに利用登録していただいた場合、毎月上記の介護基本料が利用回数にかかわらず必要となります。

（2）加算

	月　額
初期加算　※１	950 円
認知症加算Ⅰ　※２	844 円
認知症加算Ⅱ　※２	528 円
看護職員配置加算Ⅰ　※３	950 円
看護職員配置加算Ⅱ　※３	739 円
看護職員配置加算Ⅲ　※３	507 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）　※４	676 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）　※４	528 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ　※４	370 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ　※４	370 円
看取り連携体制加算（30 日以下）※５	68 円（1 日あたり）
訪問体制強化加算　※６	1055 円
総合マネジメント体制強化加算　※７	1055 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ　※８	介護報酬総単位数×サービス別加算率 10.2%
介護職員処遇改善加算Ⅱ　※８	介護報酬総単位数×サービス別加算率 7.4%
介護職員処遇改善加算Ⅲ　※８	介護報酬総単位数×サービス別加算率 4.1%
介護職員処遇改善加算Ⅳ　※８	介護報酬総単位数×サービス別加算率 4.1%×90/100
介護職員処遇改善加算Ⅴ　※８	介護報酬総単位数×サービス別加算率 4.1%×80/100
特定処遇改善加算Ⅰ　※９	介護報酬総単位数×サービス別加算率 1.5%
特定処遇改善加算Ⅱ　※９	介護報酬総単位数×サービス別加算率 1.2%

（３）その他

費　目	内　訳	（回／円）
食　費	朝　食	２５０円
	昼　食	５００円
	夕　食	５００円
	おやつ	５０円
宿　泊　費		２，０００円
そ　の　他	散髪代、紙おむつ、教養娯楽費等は実費	

一ケ月の利用料の計算の仕方

（介護基本料＋加算）+（食費）+（宿泊料）

例）要介護 2 の方が、月に 10 日間の通い（昼食・おやつ）と４日間の泊まり

（宿泊料＋朝食・夕食）を利用した場合。

16,070 円（介護基本料）
844 円（認知症加算Ⅰ）
739 円（看護職員配置加算Ⅱ）
676 円（サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ））
1,055 円（総合マネジメント体制強化加算）
1,970 円（介護職員処遇改善加算Ⅰ）
291 円（特定処遇改善加算Ⅰ）
5,500 円（昼食 500 円+おやつ 50 円 x10 食）
8,000 円（宿泊費 2,000 円ｘ４日）
1,000 円（朝食 250 円ｘ４食）
＋　2,000 円（夕食 500 円ｘ４食）
合計　38,145 円

小規模多機能型居宅介護の加算について

※１　初期加算　小規模多機能型居宅介護もえぎに登録した日から起算して３０日以内の期間について加算されます。また、３０日を越える病院への入院後再び、利用を開始した場合にも３０日以内の期間について加算されます。

※２　認知症加算Ⅰ　日常生活に支障を来たすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症のご利用者に算定されます。（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）
認知症加算Ⅱ　要介護２に該当し、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症のご利用者に算定されます。（認知症日常生活自立度Ⅱ）

※３　看護職員配置加算Ⅰ　常勤かつ専従の看護師を１名以上配置している場合に加算されます。
看護職員配置加算Ⅱ　常勤かつ専従の准看護師を１名以上配置している場合に加算されます。
看護職員配置加算Ⅲ　看護職員を常勤換算方法で１名以上配置している場合に加算されます。

※４　サービス提供体制強化加算Ⅰ（ｲ）　介護福祉士が 50％以上配置されている場合に加算さます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ（ﾛ）　介護福祉士が 40％以上配置されている場合に加算さます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ　常勤職員が 60％以上配置されている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅲ　3 年以上の勤務年数のある者が 30％以上配置されている場合に加算されます。

※５　看取り連携体制加算　厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所において、看取り加算として死亡日及び、死亡以前 30 日以下について 1 日 64 単位加算されます。（ただし介護職員配置加算Ⅰを算定していない場合は算定しない。）

※６　訪問体制強化加算　厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所において、登録者の居宅における生活を継続するための提供体制を強化した場合に加算されます。（訪問サービス員を 2 名配置・その月あたり訪問サービス提供回数が 200 回以上である事）

※７　総合マネジメント体制強化加算　厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所において、小規模多機型居宅介護の質を継続的に管理した場合に加算されます。（各関係者と共同で小規模多機能居宅介護計画の見直しを行う事・利用者の地域における活動が確保され、日常的に地域住民との交流を図り地域行事や活動に積極的に参加している事。

※８　介護職員処遇改善加算（Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ．Ⅳ．Ⅴのいずれかの加算のみ算定可能）
厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が区分に従い所定単位数に加算いたします。

※９　特定処遇改善加算（Ⅰ．Ⅱのいずれかの加算のみ算定可能）
厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が区分に従い所定単位数に加算いたします。

※２，※３，※４，※５，※６，※７，※８，※９につきましては、ホームが基準を満たしていない場合は算定いたしません。